IBA日本総険
Insurance Broking & Agency

2026年11月26日

各　位

会　社　名　株式会社日本総険
（コード番号　5840　TOKYO PRO Market）
代 表 者 名　代表取締役社長　葛石　智
問 合 せ 先　常務取締役兼経営企画部長　山本　経三郎
T　E　L　087-823-2850
U　R　L　https://www.iba-ns.com/

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

当社は、2026年11月9日開催の取締役会において決議しました公募による募集株式発行等に関し、2026年11月26日開催の取締役会において、未定でありました払込金額等につきまして、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

（1）募集株式の払込金額	1株につき金450.50円 （ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。）
（2）募集株式の払込金額の総額	27,030,000円
（3）仮条件	530円から550円
（4）仮条件決定の理由等	仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 第三者割当による募集株式発行の件

（1）募集株式の払込金額	1株につき金450.50円
（2）募集株式の払込金額の総額	9,010,000円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

（1） 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数　当社普通株式　60,000株

② 売出株式数　引受人の買取引受による売出し

当社普通株式　110,000株

オーバーアロットメントによる売出し（※）

当社普通株式　20,000株（上限）

（2）需要の申告期間　2026年11月27日（金曜日）から

2026年12月３日（木曜日）まで

（3）価格決定日　2026年12月４日（金曜日）

（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

（4）募集・売出期間　2026年12月７日（月曜日）から

2026年12月10日（木曜日）まで

（5）払込期日　2026年12月11日（金曜日）

（5）株式受渡期日　2026年12月14日（月曜日）

（※）上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、フィリップ・キャピタル証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は全く行わない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、フィリップ・キャピタル証券株式会社が当社株主である葛石智（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年11月９日開催の取締役会において、フィリップ・キャピタル証券株式会社を割当先とする当社普通株式20,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2027年１月14日を払込期日として行うことを決議しております。また、フィリップ・キャピタル証券株式会社は、上場日（2026年12月14日）から2027年１月８日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、証券会員制法人福岡証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。フィリップ・キャピタル証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については本件第三者割当増資に係る割当てに応じない予定であります。したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、フィリップ・キャピタル証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

２．ロックアップについて

（１）TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表記も含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主且つ売出人である日本アジア投資株式会社、Ｋ＆Ｐパートナーズ１号投資事業有限責任組合、当社役員葛石智、葛石晋三、山本経三郎、上杉哲人及び当社株主である葛石真士、Ｋ＆Ｐパートナーズ２号投資事業有限責任組合、上村龍文、神原正晶、葛石朋子及びその他 14 名、並びに当社新株予約権者である当社役員葛石智、葛石晋三、山本経三郎、上杉哲人及び当社従業員である 13 名は、主幹事会社に対し、本書提出日から当社普通株式に係る TOKYO PRO Market から上場廃止予定日である 2026 年 12 月 13 日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。

(2) 本募集及び売出しに関連して、売出人である日本アジア投資株式会社及び当社役員かつ貸株人である葛石智、当社株主である当社役員葛石晋三、山本経三郎、上杉哲人及び当社株主である葛石真士、上村龍文、神原正晶、葛石朋子及びその他 14 名、並びに当社新株予約権者である当社役員葛石智、葛石晋三、山本経三郎、上杉哲人及び当社従業員である 13 名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2027 年６月 11 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等は行わない旨合意しております。

また、売出人であるＫ＆Ｐパートナーズ１号投資事業有限責任組合及び株主であるＫ＆Ｐパートナーズ２号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の 2027 年３月 13 日（当日を含む。）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、及びその売却価格が募集における発行価格の 1.5 倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等を除く。）等は行わない旨合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026 年 11 月９日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。